

令和5年度 第2回 日の出町総合教育会議 プレゼンテーション資料

令和6年2月21日
日の出町教育委員会
指導室長 平崎一美

1 「日の出町教育ビジョン2023(日の出町教育大綱)」の推進状況

基本理念

共に学び、支え合い、みんなで創る日の出町の教育

推進の方向性

- 1 連携協働型の学校づくり
- 2 まちの魅力を生かした学校づくり
- 3 教育の展開を通じた協働の広がり

推進の方向性1 連携協働型の学校づくり

教育の最大の基盤である地域コミュニティにおける様々な主体や機会を生かした「協働」を大切にした教育



日本舞踊の先生方による日本舞踊教室
(本宿小学校)



地域人材による放課後補習教室
(大久野中学校)



保護者ボランティアによる読み聞かせ
(本宿小学校)

推進の方向性2 まちの魅力を生かした学校づくり

日の出町の豊かな自然、伝統文化、人と人の絆が醸成された地域コミュニティなどのまちの魅力を教育資源として学習に取り入れた地域をフィールドとした教育活動



谷戸沢処分場内で羽化したオオムラサキの放蝶
(大久野小学校)



地域の山林での林業体験
(大久野中学校)



平井川の自然について学ぶ学習
(平井小学校)

推進の方向性3 教育の展開を通じた協働の広がり

行政をはじめ、学校や保護者、自治会、大学、企業・商店街、NPO・ボランティア団体など、様々な主体や場を生かした協働の教育づくり



東京大学大学院との連携協働による認知症理解学習（本宿小学校）

人にやさしく、住みよいまちづくり プロジェクト 2023

まなびのHI NODE



令和5年度「日の出町キャッチコピーコンクール(調べる学習コンクール)」作品募集

とっておきの**日の出町の魅力!**

夏休み中に、**行って、見て、聞いて、調べてみて**気付いた、**日の出町の好き**なところ、**素敵**なところ、**人に自慢**したいところを**キャッチコピー** (人にわかりやすく伝える短い文) にしてみよう!

共催：イオンモール日の出 日の出町 日の出町教育委員会



イオンモール日の出との連携協働による
日の出町キャッチコピーコンクール
(町立小学校5・6年生対象)

2 「日の出町教育ビジョン2023(日の出町教育大綱)」の 今後の展開

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けて

はじめに

第五次日の出町長期総合計画

将来像

「みんなで作ろう 日の出町」

基本目標

「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので」

「交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので」

「人と文化が輝くわたしのふるさと ひので」

「人にやさしく、住みよいまちづくり」

はじめに

日の出町教育ビジョン2023

理念

「共に学び 支え合い、みんなで創る日の出町の教育」

教育づくりの進め方 ～取組の方向性～

「家庭・地域・学校のつながりを重視した取組の推進」

はじめに

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置する学校）

「日の出町教育ビジョン2023」に示す。学校づくりの基盤となる制度で、保護者や地域住民等が「学校運営協議会」を通じて、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら、教育の担い手、当事者として学校運営に参画します。

この仕組みにより、学校運営や教育活動に家庭・地域の意向が一層的確に反映され、子どもたちにとって豊かな学びと成長の機会あふれる学校づくりが進みます。

まちの魅力が学校を育てる
学校づくりはまちづくり

【設置の趣旨】

学校運営協議会による学校運営への参画により、**地域住民や保護者と学校教職員との連携による地域に根ざした学校づくり**を行うため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置する学校）を指定する。

また、地域学校協働活動との一体的な推進を図り、「日の出町教育ビジョン2023」の理念である「共に学び 支え合い みんなで創る日の出町の教育」を具現化し、**連携協働によるより質の高い学校づくり**を目指す。

【設置時期】

令和7年4月1日 1校指定 ※以降、順次、準備ができた学校から設置

コミュニティ・スクールの概要

【基本理念】

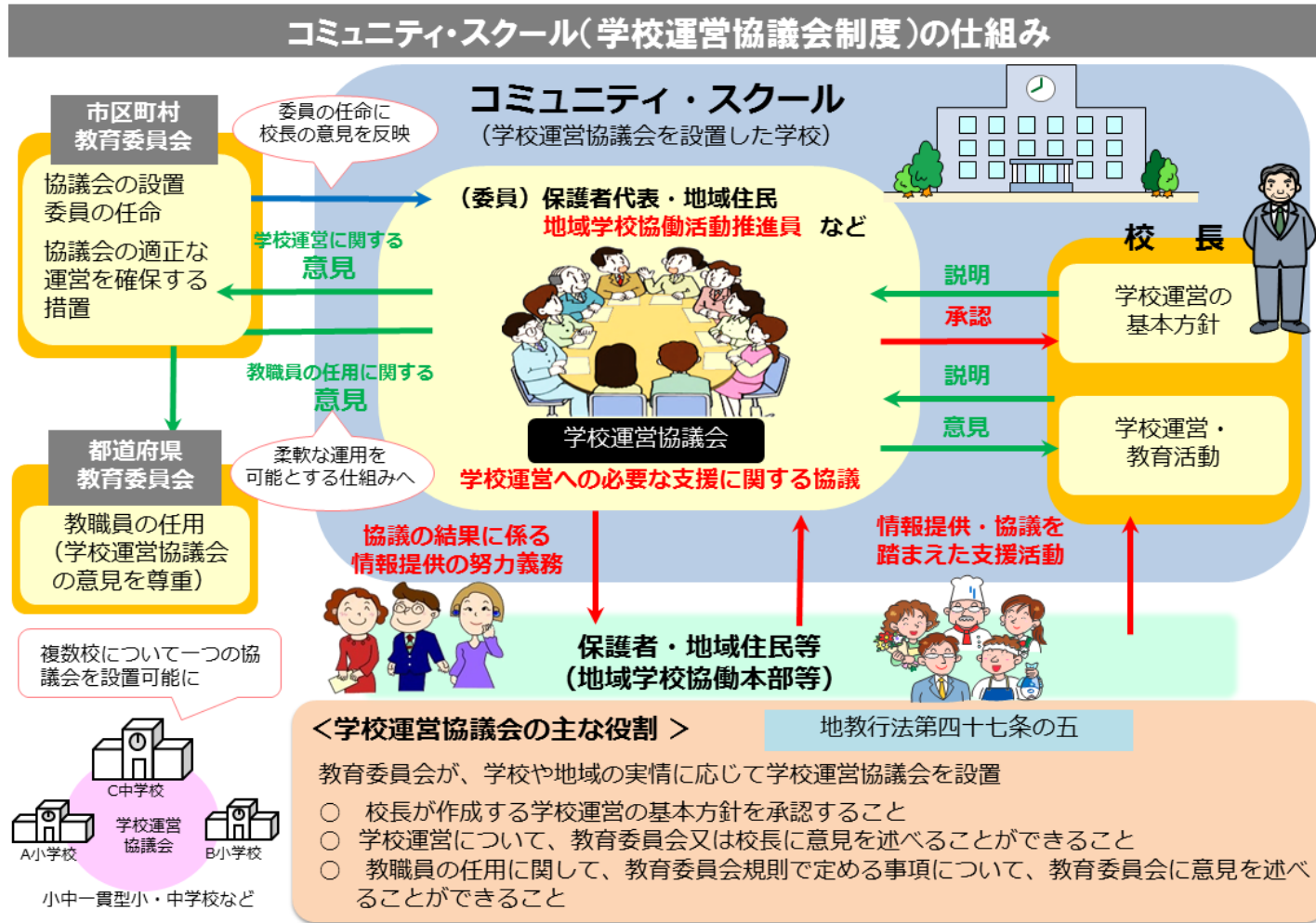
日の出町コミュニティ・スクールは、「日の出町教育ビジョン2023」の理念・方針を踏まえ、学校運営協議会と共に学校の教育目標の具現化を図る。

【取組の方向性】

- 学校と学校運営協議会との協議による、地域や保護者の意向を反映したより質の高い学校教育を展開する。
- 学校運営協議会と地域学校協働活動運営委員会の連携を図るとともに、PTA、地域の関係諸団体、関係機関等との連携協働による学校づくりを推進する。

コミュニティ・スクールの概要

【学校運営協議会による学校運営のしくみ】



学校運営協議会の概要

【委員数】 8名程度

【構成】 学校推薦 5名以内

※校長、地域学校協働活動推進委員を含む。

学識経験者 2名以内

教育委員会が適当と認める者 1名

【任期】 任命の日の属する年度の翌々年度の末日まで

再任を妨げない

新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間

※学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールにおいては、学校評議委員会を廃止する。

学校運営協議会の概要

【役割】

- 学校運営の基本方針の承認：義務規定
- 学校運営に関する意見：任意規定
- 教職員の任用に関する意見：任意規定

学校運営協議会の概要

【役割】 学校運営の基本方針の承認：義務規定

校長が作成する学校運営に関する基本的な方針（学校経営方針、教育課程等）の承認

学校運営協議会の概要

【役割】 学校運営に関する意見：任意規定

校長が作成する学校運営に関する基本的な方針（学校経営方針、教育課程等）の承認

学校運営協議会の概要

【役割】 教職員の任用に関する意見：任意規定

学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、日の出町教育委員会を經由して職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

ただし、日の出町コミュニティ・スクールの設置の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、個人を特定しての意見でなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることとする。

学校運営協議会の概要

【役割】 理解促進と情報発信

基本的な方針に基づく学校の運営及び運営への必要な支援に関し、地域の住民、児童・生徒、又は幼児の保護者、その他の関係者の理解を深めるとともに、学校と保護者・地域等との連携・協働による学校づくりを推進するため、学校の運営及び運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供する。

学校運営協議会の概要

【委員の委嘱、処遇等】

- 学校運営協議会委員は、日の出町教育委員会が委嘱する。
- 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

学校運営協議会の概要

【委員の委嘱、処遇等】

- 委員は、非常勤の特別職とする。
- 日の出町教育委員会は、協議会開催時に委員報酬を支払う。

学校運営協議会の概要

【指定について】

- 令和7年4月設置のコミュニティ・スクールについては、令和5年度中に、教育委員会が指定する。
- 指定校は、令和6年度内に、PTA等の保護者、学校評議員会等の地域住民との連携・調整を図り理解・協力を求める。
- そのために、指定校の校長をはじめ、学校関係者（PTA代表者、学校評議員代表者等）には、日の出町コミュニティ・スクール設置準備連絡協議会にオブザーバーとして参加してもらう。

学校運営協議会設置に向けた準備

【日の出町コミュニティ・スクール設置準備連絡協議会の設置】 構成

- 校長会代表 • 副校長会代表 • 園長会代表
 - P T A連絡協議会代表 • 地域学校協働活動運営委員
 - 民生児童委員 • 社会教育委員
 - 町役場関係課 他
- ※事務局 指導室指導学務係

学校運営協議会設置に向けた準備

【日の出町コミュニティ・スクール設置準備連絡協議会の設置】

役割

- 日の出町コミュニティ・スクールの基本理念や学校運営協議会の活動方針、活動内容等についての方向性を協議する。
- 課題の洗い出し
（想定される課題）
理念・権限の理解促進 人選・人材確保
必要となる予算 想定される活動、
その他想定される懸念事項
- 課題の解決方向性

学校運営協議会設置に向けた準備

【日の出町コミュニティ・スクール設置準備連絡協議会の設置】 役割

- 広報周知（例：協議会ニュースレター）
- 協議会報告書「日の出町コミュニティ・スクールについて」の作成
※この報告書を最終的に「日の出町コミュニティ・スクール」の策定となる。
- 「日の出町コミュニティ・スクール」を基にした（リーフレット）の作成

3 日の出町におけるいじめ問題について

「いじめ」について

いじめの定義について

いじめとは・・・（いじめの定義）

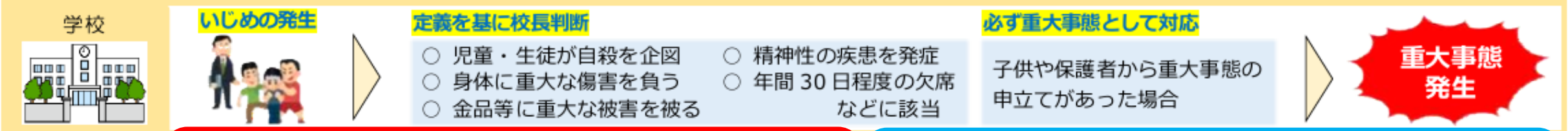
いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

「いじめ」について

「重大事態」 (いじめ防止対策推進法第28条)

重大事態の定義の確実な理解 年間3回以上のいじめに関する校内研修のうち、**重大事態に関して年間1回以上実施する**



法に規定されている定義

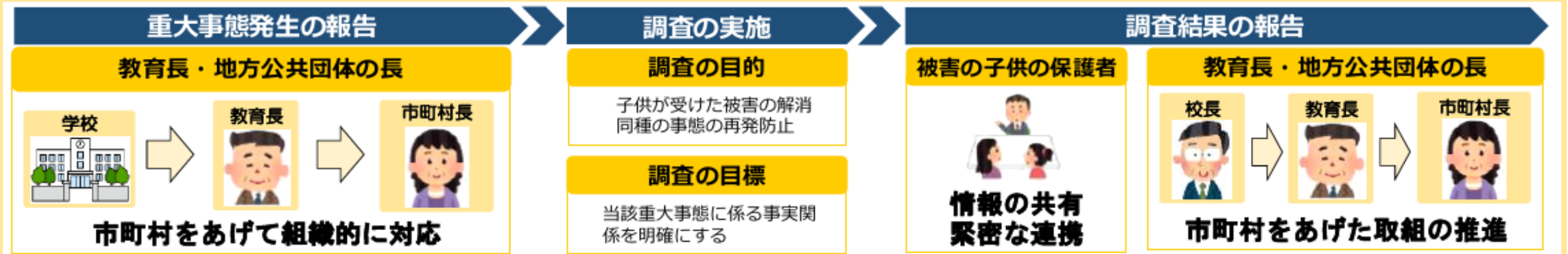
第1号

いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある**と認めるとき

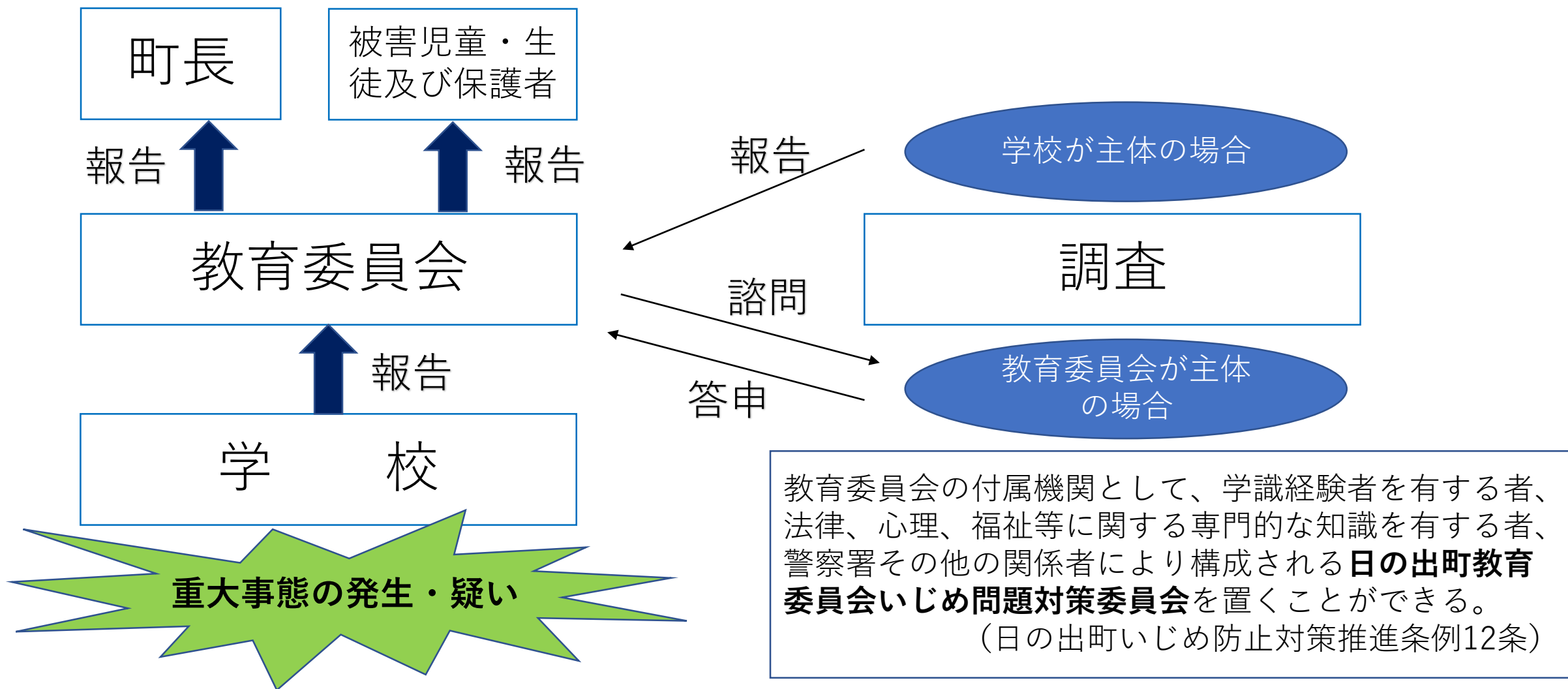
第2号

いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある**と認めるとき

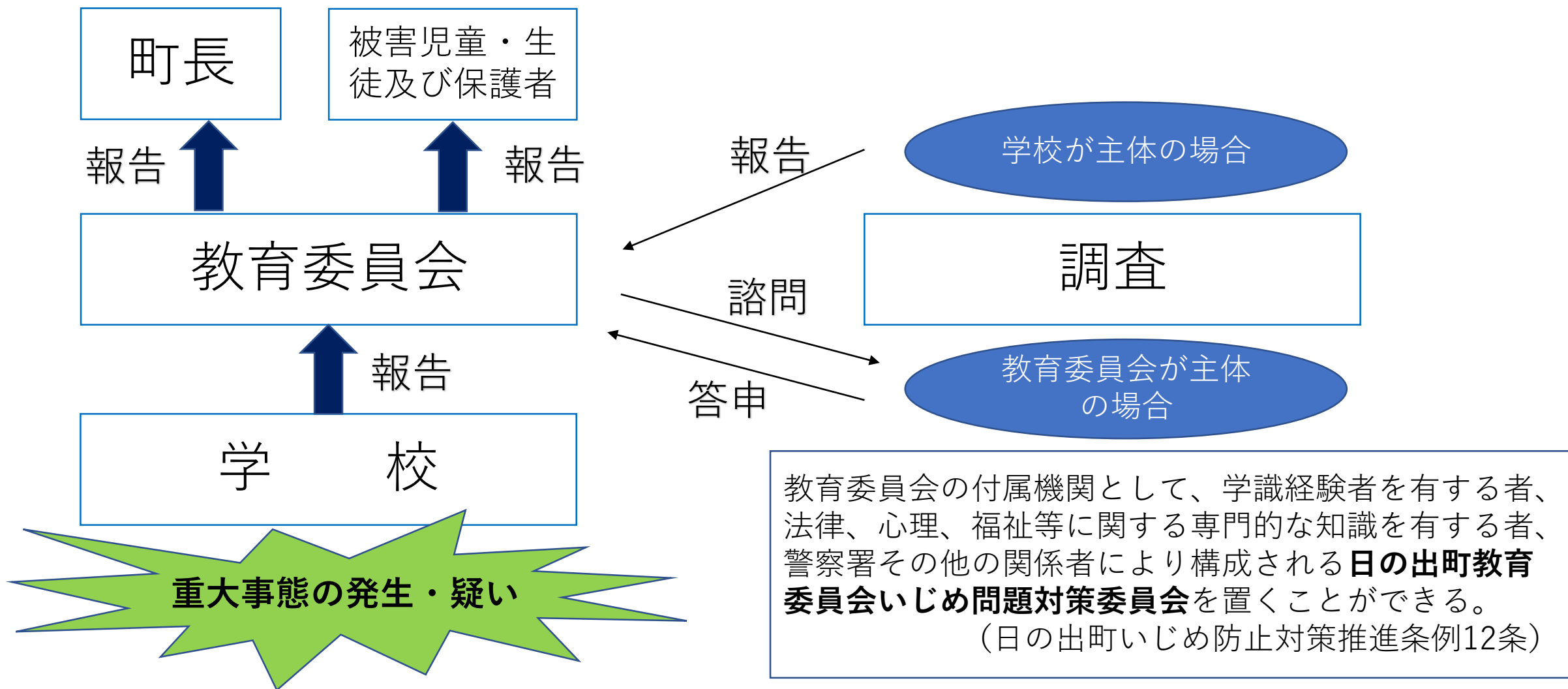
重大事態発生後の流れ 被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築する



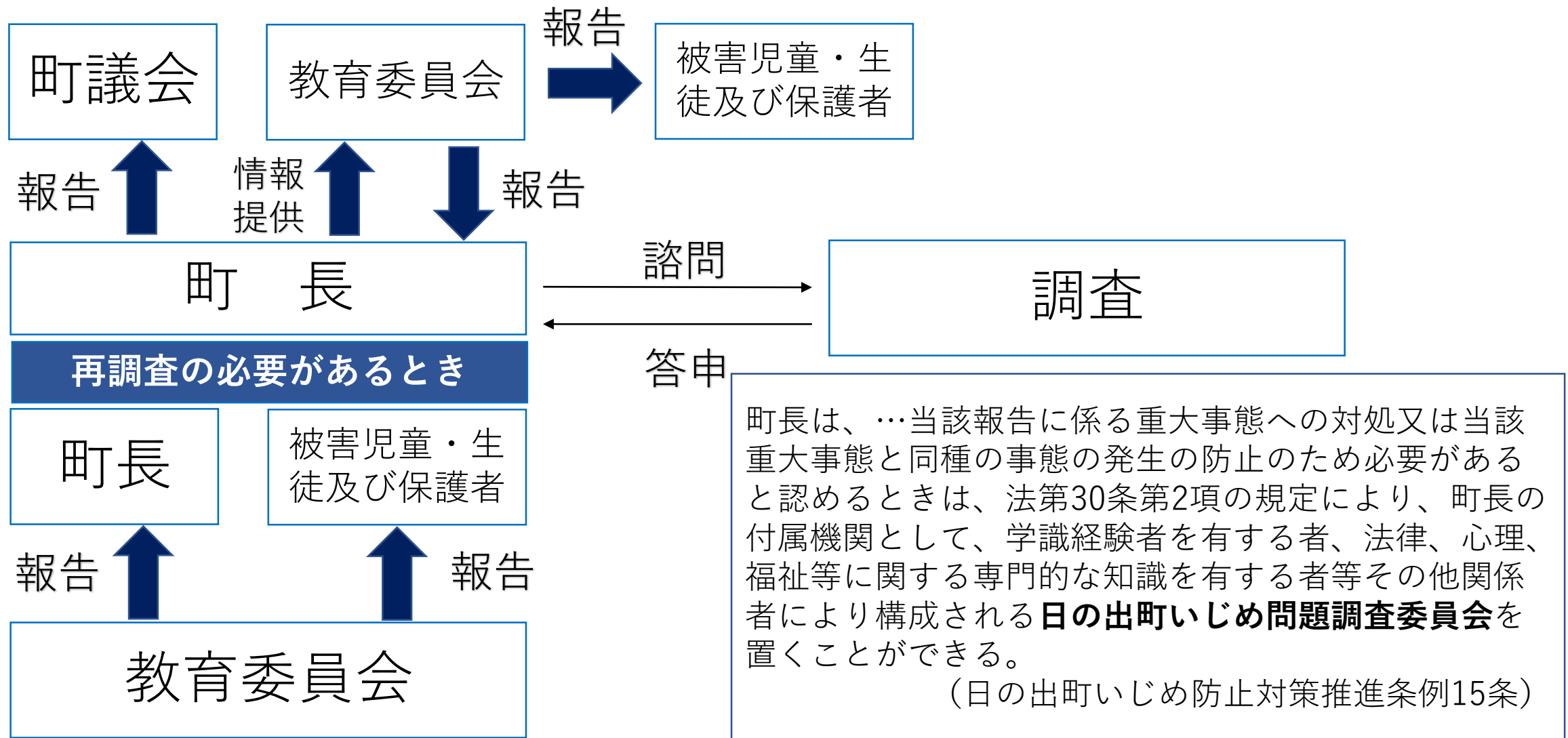
「重大事態」の対応について



「重大事態」の対応について



「重大事態」の対応について



町長は、…当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、町長の附属機関として、学識経験者を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等その他関係者により構成される**日の出町いじめ問題調査委員会**を置くことができる。

(日の出町いじめ防止対策推進条例15条)

いじめの深刻化を防ぐために

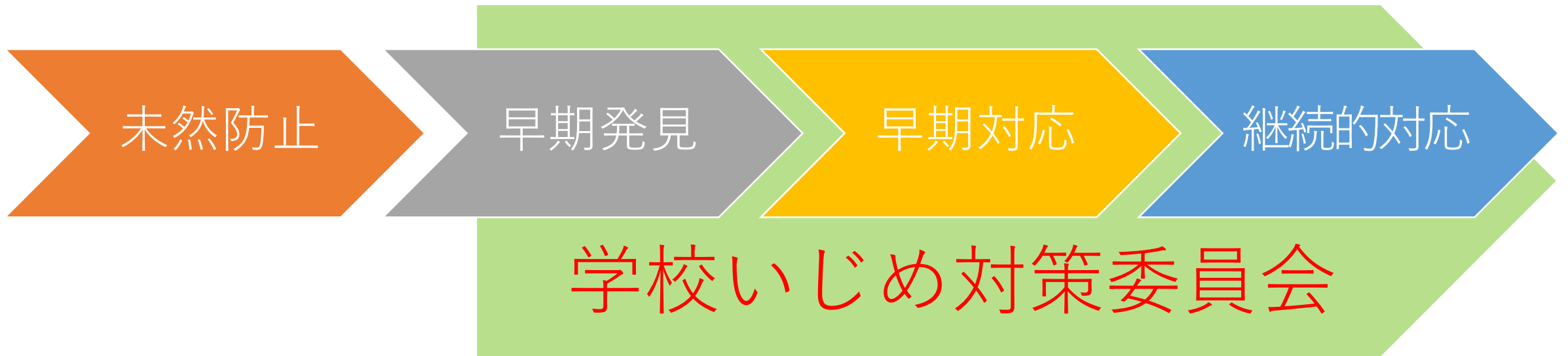
重大性の高いいじめ（日の出町独自）

社会通念上のいじめのうち、「継続性がある」「すぐには解決できない」「被害児童生徒が心身の苦痛を重く感じている」「加害児童がいじめの意識が低い、又は故意の意識が強い」といった「4つの要件」のどれか一つでも該当するいじめをいう。

学校と教育委員会が連携して、事態の深刻化を防ぐ

日の出町のいじめに関わる取組状況

学校におけるいじめ対策



「いじめ」はどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、
教職員が組織的に対応。

日の出町のいじめに関わる取組状況

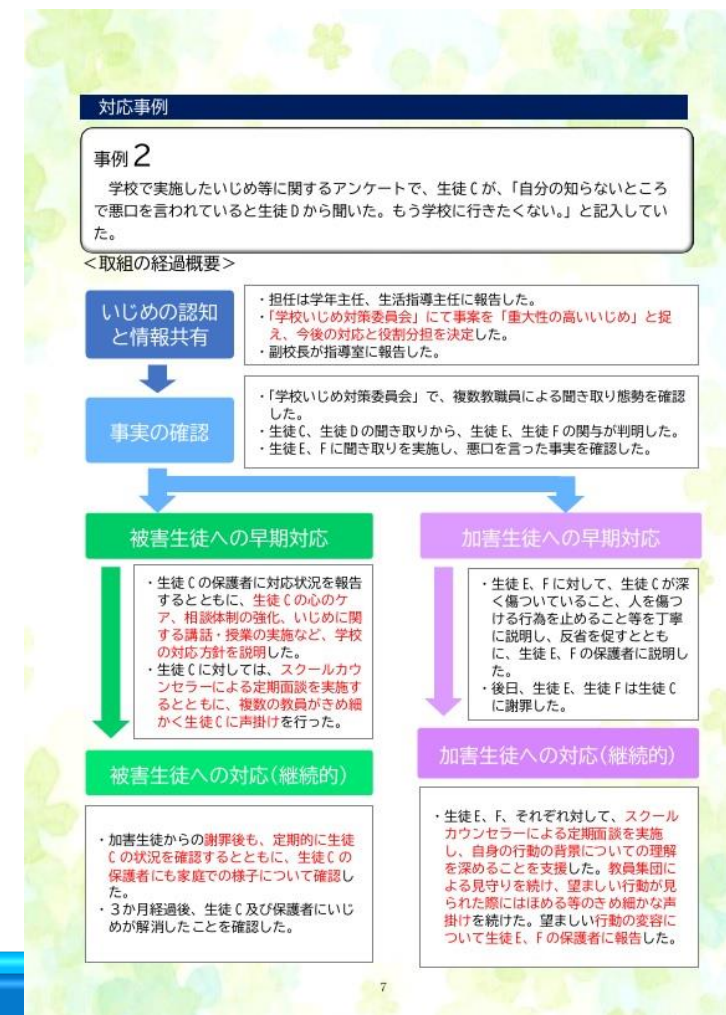
教育委員会におけるいじめ対策

「日の出町立学校いじめ対応の手引き」を作成し、町立学校に配布。各校のいじめ対応等の研修等に活用。

日の出町立学校いじめ対応の手引き

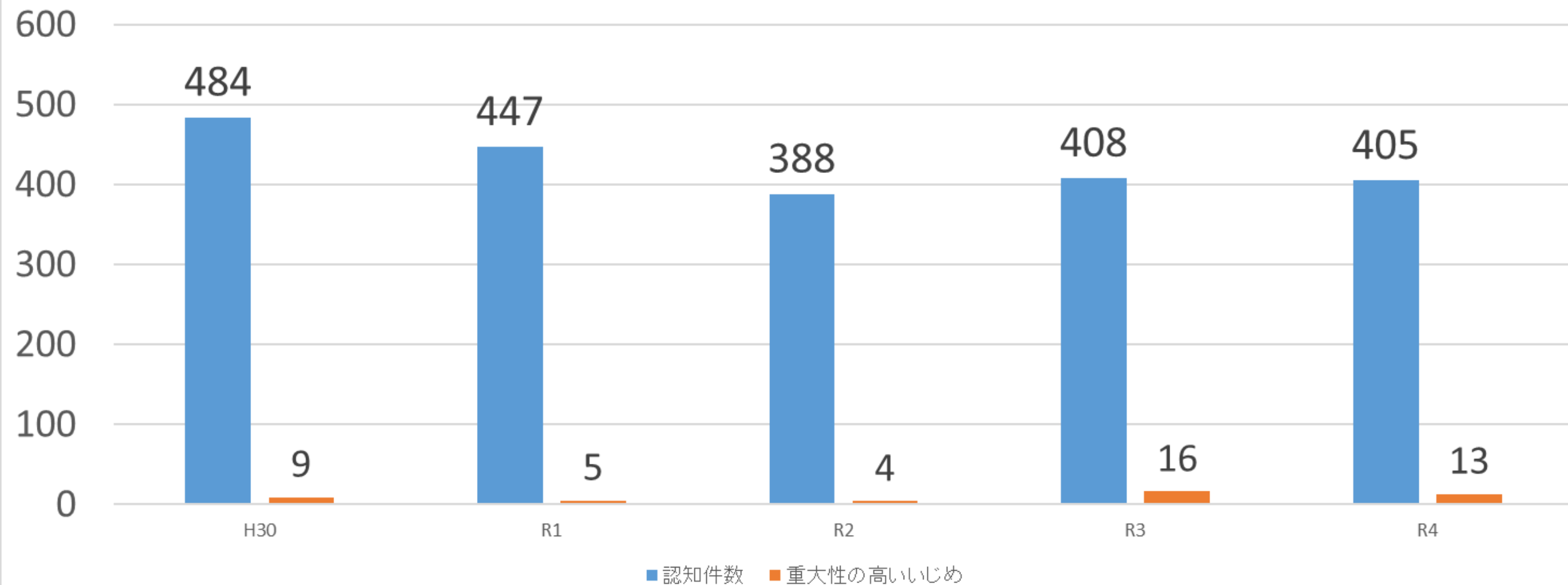
子どもたちの
今の **しあわせ**
未来の **しあわせ** のために

令和4年10月
日の出町教育委員会



日の出町立小中学校のいじめの状況

年間認知件数と重大性の高いいじめ



日の出町立小中学校のいじめの状況

小中学校で多い主訴

- 「冷やかかしやからかい、悪口、嫌なことを言われる。」
- 「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。」
- 「仲間外れ、無視をされる。」

日の出町立小中学校のいじめの状況

近年増加傾向にある問題

【小学校】

- ・ 中学年 オンラインゲームでの暴言等
- ・ 高学年 SNS上での言動に関すること

【中学校】

- ・ 一緒に撮影した写真等許可なくSNS上にアップロードすること
- ・ SNS上での言動に関すること

学校、家庭、地域、関係機関等との連携

医療機関

子供家庭支援センター

家庭では

地域では



地域の支援機関等

学校では

教育委員会

警察署

